

令和7年度 指導監査結果一覧(社会福祉法人)

(「文書指摘事項」があった施設)

監査実施年月日			所在区	法人種別	法人名
年	月	日			
7	12	3	神奈川区	社会福祉法人	あおぞら
8	1	8	神奈川区	社会福祉法人	浦島保育園
7	12	12	中区	社会福祉法人	日本水上学園
7	9	24	南区	社会福祉法人	久良岐母子福祉会
7	10	3	南区	社会福祉法人	乳児保護協会
7	8	14	旭区	社会福祉法人	恵泉会
8	3	11	旭区	社会福祉法人	恵泉会
7	9	10	旭区	社会福祉法人	旭児童ホーム
7	12	4	旭区	社会福祉法人	ちとせ会
7	7	31	磯子区	社会福祉法人	横浜婦人クラブ愛児園
7	9	25	磯子区	社会福祉法人	育祐会
7	10	20	金沢区	社会福祉法人	神奈川県民生福祉協会
7	9	19	緑区	社会福祉法人	横浜かがやき会
7	10	28	緑区	社会福祉法人	緑風福祉会
7	7	30	青葉区	社会福祉法人	博愛福祉会
7	12	12	青葉区	社会福祉法人	小桜会
7	9	11	栄区	社会福祉法人	イクソス会
7	9	1	泉区	社会福祉法人	のびのび愛児会
7	12	12	泉区	社会福祉法人	龍吟会
8	1	30	泉区	社会福祉法人	ベルノホーム
7	10	9	瀬谷区	社会福祉法人	横浜育愛会

※一般指導監査対象法人は「法人の所在区～各所在区内における監査実施日」の順に掲載しています。
 ※指導監査結果情報の「改善状況」は、令和8年3月末時点で法人から提出のあった報告書等により確認したものです。

令和7年度 指導監査結果及び改善取組状況

運営主体	社会福祉法人浦島保育園		
所在区	神奈川区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	令和8年1月8日		

文書指摘事項	改善状況
<p>入札を要する金額の給食業務委託契約について、入札を行っていなかった。</p> <p>入札通知及び経理規程の定めに従い、入札を実施すること。</p> <p>なお、入札を要する金額の契約及びその他の契約を随意契約で行う場合は、経理規程に定める合理的な理由を明確にするため、定款に基づき理事会の承認、又は稟議書等を活用し理事長専決規程等に基づき理事長承認の手続を経て、見積書等と共に記録を整備、保存すること。</p>	改善取組中
<p>経理規程に定める入札を要しない金額の契約について、見積合わせを行っていなかった。</p> <p>価格による随意契約は、3社又は2社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。また、契約業者の選定にあたっては、定款に基づき理事会の承認、又は稟議書等を活用し、理事長専決規程等に基づき理事長承認の手続を経て、見積書等と共に記録を整備、保存すること。</p>	改善取組中
<p>経理規程について、規定されている内容が一部法令又は通知と相違していた。</p> <p>会計省令及び関係通知等を確認の上、経理規程を改正すること。</p> <p>なお、経理規程の改正は、定款及び経理規程に定める手続に基づき、理事会の承認を得ること。</p>	改善取組中

令和7年度 指導監査結果及び改善取組状況

運営主体	社会福祉法人乳児保護協会		
所在区	南区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	令和7年10月3日		

文書指摘事項	改善状況
<p>社会福祉充実残額が発生しているが、社会福祉充実計画を策定していない。</p> <p>関係法令等に基づき、社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を得ること。</p>	未改善

令和7年度 指導監査結果及び改善取組状況

運営主体	社会福祉法人恵泉会		
所在区	旭区	実施区分	特別指導監査
実施年月日	令和7年8月14日		

文書指摘事項	改善状況
<p>長期にわたり、評議員会及び理事会が法令及び定款の定めに従って開催されておらず、評議員会及び理事会で決議すべき事項の決議が適切に行われていなかった。</p> <p>評議員会及び理事会が適切に開催されなかった期間及び原因、責任の所在を明らかにすること。</p>	改善確認中
<p>長期にわたり、法令及び定款に定められた方法により、評議員及び役員等（理事、監事、選任・解任委員）の選任が行われていなかった。</p> <p>評議員及び役員等の選任については、定款に定められた手続きを経て適切に選任すること。</p>	改善確認中
<p>定款について、評議員の特別決議を経ておらず、架空の議事録を作成し、所轄庁への変更認可申請が行われていた。</p> <p>現行認可されている定款の内容を確認し、必要な手続きを行うこと。</p>	改善確認中
<p>役員・理事の報酬等が法令に定めるところにより定められていなかった。理事報酬の具体的な金額については、法令や法人が定める規定に基づき決定・支給すること。</p> <p>適切な手続きを経て定められた規程を明らかにし、役員を選任を受けていない者への支給や、異なる規程に基づき一部の役員に特別の利益を与えていたことが判明した場合には、適切に対応し報告すること。</p>	改善確認中
<p>評議員会及び理事会が開催されていないにも関わらず、架空の議事録を作成し、所轄庁等への認可申請・届出や公表を行っていた。</p> <p>架空の議事録の作成の①経緯と②責任の所在を明らかにするとともに、この議事録に基づいて行われた③不適切な認可申請や届出等を確認し、適切に対応のうえ報告すること。</p>	改善確認中
<p>評議員会で承認を受けるべき事業計画書、収支予算書、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録等が適切に作成されているかを再確認し、監事による監査を受け、その結果を報告すること。</p>	改善確認中

<p>社会福祉法（法律第 45 号）第 56 条第 1 項に基づく監査の実施にあたり、評議員会・理事会の議事録等の提示を求めたところ、監査に必要な資料の所在が明らかにならなかった。</p> <p>法令で定める書類の所在を法人内部で明らかにし、責任をもって請求に応じられるよう体制を整備すること。</p>	<p>改善確認中</p>
<p>長期に渡り理事・監事・評議員相互で適切な運営を監視・是正することができなかつたことに鑑み、適正な理事会・評議員会のあり方を再検証して、具体的な再発防止策を講じること。</p> <p>理事、監事もしくは会計監査人または評議員は、その任務を怠ったときは、社会福祉法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うことが法令で定められていることを真摯にとらえ、それぞれの役割を再度確認するとともに、その責務を適切に遂行すること。</p> <p>なお、役員等の選任にあたっては、理事会の役割の重要性に鑑み、実際に理事会に参加できない者等が名目的・慣例的に選任され、その結果理事会を欠席することは適当でないため留意すること。</p>	<p>改善確認中</p>

令和7年度 指導監査結果及び改善取組状況

運営主体	社会福祉法人恵泉会		
所在区	旭区	実施区分	特別指導監査
実施年月日	令和8年3月11日～4月21日		

改善勧告事項(令和8年4月22日発出)	改善状況
<p>理事会・評議員会等の開催状況については、開催が客観的に確認できるよう、例えば、開催通知の送付日時やWEB参加の送信日時がわかる記録や、開催時の画像データなど複合的に開催の事実が確認できる証拠資料を備え付け、必要に応じ随時確認できる体制を構築すること。</p>	未改善
<p>こ監第191号「令和7年度社会福祉法人の特別指導監査結果について（通知）」（令7年9月3日付け）の文書指摘事項についても、改善が未了な事項の改善状況について、令和8年5月以降、毎月1回程度改善の進捗状況を報告すること。</p>	未改善
<p>不適切な役員報酬・給与等の支給があったとされる点については、令和7年12月26日付改善報告において暫定的な整理が示されているものの、現時点においても、不適切な役員報酬・給与等の支給対象者、及び確定した支給額が明らかとなっていない。</p> <p>法人において速やかに事実関係を確定させ、当時の評議員及び役員等の関与状況を整理した上で、社会福祉法第45条の20の趣旨を踏まえ、法人に生じた損害の回復に向けた対応（返還請求を含む）を適切に行い、その結果を報告すること。</p> <p>また、役員報酬規程の変更にあたっては、社会福祉法第45条の35の趣旨を踏まえ、不当に高額なものとならないよう基準を定めるとともに、実際の報酬決定についても手続きを明確にし、社会通念上の説明責任に耐えるものとする。</p>	未改善
<p>令和5年度及び令和6年度の人事院勧告に係る差額分について、令和7年9月3日付こ保給付第898号において職員への配分を完了するよう求めていたが、令和8年3月末時点においても、職員への配分の完了が確認できていない。</p> <p>配分が完了していない分については、速やかに配分を行い、報告すること。</p> <p>なお、当該差額分の支給対象職員は通常の教育・保育に従事するすべての職員（非常勤職員含む）が対象になり得る。</p> <p>従って、施設の職員を兼務していない法人の役員・職員等は対象にはならない。</p> <p>また、当該差額分の対象者・配分額は施設・事業所が決定しているが、対象者や支払う額が恣意的に偏ってはならないことに留意すること。</p>	令和8年5月15日付で 対応済みとの報告あり

施設の運営に支障をきたすことのないよう、法人内で十分な意見調整を行い、施設の運営や職員及び利用児童に不利益が生じないよう、責任をもって適切な運営を行うこと。

とりわけ令和5年度及び6年度の人事院勧告差額分の適正な支払については早急を実施すること。

未改善
(人事院勧告差額分の支払いのみ、令和8年5月15日付で対応済みとの報告あり。)

本市の対応について

法人所轄庁として、当該法人に対し引き続き改善を求めるとし、正当な理由がないのに今後も勧告事項の改善が図られない場合は、社会福祉法第56条第6項の規定による改善命令を行います。

あわせて、当該法人については、現在、全ての役員及び評議員が欠員の状況となっていることから、社会福祉法第45条の6第2項の規定に基づき、利害関係人の請求により、一時役員を選任を行いました。

選任した一時役員は下表のとおりであり、今後も、法人運営の適正化に向けて、一時役員に対して、所轄庁として指導を続けてまいります。

役職	氏名（五十音順）	現職・経歴等
理事	宇都木 朗	元横浜市危機管理室長
理事	柿原 建男	(福)白百合会理事長(第二白百合乳児保育園 園長)
理事	田中 博章	元横浜市健康福祉局長((福)十愛療育会理事長)
理事	福地 健太郎	弁護士(ふくち法律事務所代表)
理事	大塚 敦子	(福)恵泉会 あゆみ保育園鶴見 園長
監事	嶋貫 綾	税理士(嶋貫綾税理士事務所)

令和7年度 指導監査結果及び改善取組状況

運営主体	社会福祉法人旭児童ホーム		
所在区	旭区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	令和7年9月10日		

文書指摘事項	改善状況
<p>拠点区分について、設けるべき拠点区分が設けられていなかった。</p> <p>計算書類の作成に関して、会計省令及び関係通知に基づき、適正な拠点区分を設けること。</p>	改善済

令和7年度 指導監査結果及び改善取組状況

運営主体	社会福祉法人横浜婦人クラブ愛児園		
所在区	磯子区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	令和7年7月31日		

文書指摘事項	改善状況
<p>補助金事業等収益明細書について、計上すべき補助金等の未計上があった。積立金・積立資産明細書について、様式に従って作成されていなかった。また、一部の積立(金)資産について作成されていなかった。</p> <p>今後の決算に際しては、計算書類の金額と一致するよう各附属明細書を適正に作成すること。また、会計省令及び関係通知等に基づき、附属明細書を既定の様式に従って作成すること。</p>	改善取組中

令和7年度 指導監査結果及び改善取組状況

運営主体	社会福祉法人育祐会		
所在区	磯子区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	令和7年9月25日		

文書指摘事項	改善状況
<p>貸借対照表及び財産目録に記載されている基本財産について、法人定款と一致していなかった。</p> <p>今後の決算に際しては、貸借対照表及び財産目録に記載する基本財産は、法人定款に記載されている基本財産と一致させること。</p>	改善取組中
<p>経理規程について、規定されている内容が一部法令又は通知と相違していた。また、理事会承認を得ることなく経理規程を改正していた。</p> <p>会計省令及び関係通知等を確認の上、経理規程を改正すること。また、経理規程の改正は、定款及び経理規程に定める手続きに基づき、理事会の承認を得ること。</p> <p>なお、令和5年4月1日以降に改正した経理規程についても理事会の追認の手続を行うこと。</p>	改善取組中

令和7年度 指導監査結果及び改善取組状況

運営主体	社会福祉法人緑風福祉会		
所在区	緑区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	令和7年10月28日		

文書指摘事項	改善状況
<p>経理規程について、規定されている内容が一部法令又は通知と相違していた。 会計省令及び関係通知等を確認の上、経理規程を改正すること。</p>	改善取組中
<p>入札を要する金額の給食業務委託契約について、入札を行っていなかった。 入札通知及び経理規程の定めに従い、入札を実施すること。</p>	改善取組中

令和7年度 指導監査結果及び改善取組状況

運営主体	社会福祉法人のびのび愛児会		
所在区	泉区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	令和7年9月1日		

文書指摘事項	改善状況
<p>資金収支計算書の前期末支払資金残高について、前年度末支払資金残高と一致していなかった。また、貸借対照表について記載されている前年度末額と一致していなかった。</p> <p>計算書類は、前期の数値を引き継いで作成すること。併せて、過年度決算額から精査し正しい計算類を作成すること。</p>	改善済

令和7年度 指導監査結果及び改善取組状況

運営主体	社会福祉法人龍吟会		
所在区	泉区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	令和7年12月12日		

文書指摘事項	改善状況
<p>附属明細書（拠点区分資金収支明細書）が作成されていなかった。</p> <p>今後の決算に際しては、会計省令及び関係通知等に基づき、作成すべき附属明細書を様式に従って全て作成すること。</p>	改善済
<p>会計責任者と出納職員について、理事長任命が行われていなかった。</p> <p>予算の執行及び資金等の管理体制に関して、内部牽制体制が確立され、適正に機能するよう配意した業務分担、管理運営体制を確保し、法人として適切な経理事務を行うこと。</p> <p>なお、会計責任者、出納職員について、役割分担等を検討・整理し、早急に理事長任命を行うこと。</p>	改善済
<p>経理規程について、規定されている内容が一部法令又は通知と相違していた。</p> <p>会計省令及び関係通知等を確認の上、経理規程を改正すること。</p> <p>なお、経理規程の改正は、定款及び経理規程に定める手続に基づき、理事会の承認を得ること。</p>	改善取組中

令和7年度 指導監査結果及び改善取組状況

運営主体	社会福祉法人ベルノホーム		
所在区	泉区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	令和8年1月30日		

文書指摘事項	改善状況
<p>経理規程について、規定されている内容が一部法令又は通知と相違していた。</p> <p>法人として作成する計算書類や各種附属明細書、また計算書類に注記する項目に「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」を追加するほか全体的に見直しを行い、会計省令関係通知等を確認のうえ、定款等の規定に従い早急に経理規程を改正すること。</p> <p>なお、経理規程の改正は、定款及び経理規程に定める手続きに基づき、理事会の承認を得ること。</p>	改善取組中
<p>会計責任者、出納職員について、理事長任命の内容が現行の経理規程と一部整合していなかった。</p> <p>予算の執行及び資金等の管理体制に関して、内部牽制体制が確立され、適正に機能するよう配意した業務分担、管理運営体制を確保し、法人として適切な経理事務を行うこと。</p> <p>なお、統括会計責任者、拠点区分会計責任者、拠点区分出納職員について、役割分担等を検討・整理し、改めて理事長任命を行うこと。</p>	改善取組中
<p>見積合わせを要する金額の契約について、見積合わせを行っていないが、1社の見積りで随意契約を行う合理的理由を確認できる記録がなかった。</p> <p>1社の見積りで随意契約を行う場合は、経理規程に定める合理的な理由を明確にすること。また、契約業者の選定にあたっては、定款に基づき理事会の承認、又は稟議書等を活用し、理事長専決規程等に基づき理事長承認の手続を経て、見積書等と共に記録を整備、保存すること。</p>	改善取組中

令和7年度 指導監査結果及び改善取組状況

運営主体	社会福祉法人横浜育愛会		
所在区	瀬谷区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	令和7年10月9日		

文書指摘事項	改善状況
<p>貸借対照表及び財産目録の計上に一部誤りがあった。 今後の決算に際しては、残高証明書と帳簿を照合し計算書類及び財産目録を適切に作成すること。</p>	改善取組中